

目次 (略)

目次 (略)

第1章
第1条 (略)

第1章
第1条 (略)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4、タイプ5、タイプ6 <u>又は</u> タイプ7を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備

用語	用語の意味
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4、タイプ5、タイプ6、 <u>タイプ7又はタイプ8</u> を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備

第2章
第3条 (略)

第2章
第3条 (略)

(ダイヤルアウト)
第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト (ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。
ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

(ダイヤルアウト)
第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト (ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。
ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備 (シェアードゲートウェイ装置を除きます。)
(3) 削除	(3) 料金表第1表 (料金) 5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備 (シェアードゲートウェイ装置を除きます。)
(3) 削除	(3) 料金表第1表 (料金) 5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。
(1) (略)
(2) (略)
(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。
(1) (略)
(2) (略)
(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ

1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7及びカテゴリー8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(4) (略)

1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8及びカテゴリー8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(4) (略)

第5条～第73条 (略)

第5条～第73条 (略)

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリー3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ5、タイプ6 <u>又は</u> タイプ7に係るものに限り)に係る電気通信設備とします。
(略)	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) カテゴリー3に係るもの

区別	内容
タイプ1	スマートPBXサービス(別冊(スマートPBXサービス)に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリー3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ5、タイプ6、 <u>タイプ7</u> <u>又は</u> <u>タイプ8</u> に係るものに限り)に係る電気通信設備とします。
(略)	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) カテゴリー3に係るもの

区別	内容
タイプ1	スマートPBXサービス(別冊(スマートPBXサービス)に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

タイプ2	Arcstar Contact Centerサービス (Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ4	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ5	マイクロソフト社が提供するMicrosoft Teamsを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ6	ジェネシスクラウドサービス株式会社(以下「SaaS サービス提供社」といいます。)が提供するGenesys Cloud CX(以下「接続先SaaS サービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ7	Flexible InterConnect 接続タイプ(当社のUniversal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限り、以下同じとします。)及びUniversal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

備考

- タイプ1、タイプ2、タイプ3及びタイプ4においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。
- タイプ5及びタイプ6においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。

3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)

第73条の3 当社は共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。

- (1) (2) (3) (4)以外の場合

タイプ2	Arcstar Contact Centerサービス (Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ4	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ5	マイクロソフト社が提供するMicrosoft Teamsを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ6	ジェネシスクラウドサービス株式会社(以下「SaaS サービス提供社」といいます。)が提供するGenesys Cloud CX(以下「接続先SaaS サービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ7	Flexible InterConnect 接続タイプ(当社のUniversal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限り、以下同じとします。)及びUniversal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

タイプ8

Webex Calling サービス(当社のWebex Calling サービス利用規約に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

備考

- タイプ1、タイプ2、タイプ3及びタイプ4においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。
- タイプ5、タイプ6 及びタイプ8においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。

3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)

第73条の3 当社は共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。

- (1) (2) (3) (4)以外の場合

<p>当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、<u>カテゴリー1のタイプ1のプラン2</u>については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>カテゴリー3(タイプ4、タイプ5及びタイプ6に限りませう。)</u>の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>	<p>当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、<u>カテゴリー1のタイプ1のプラン2</u>については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>カテゴリー3(タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に限りませう。)</u>の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。<u>カテゴリー3のタイプ8については、1のWebex Calling 契約(当社のWebex Calling サービス利用規約に定める契約をいいます。以下同じとします。)につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</u></p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7及びカテゴリー8に係るものであつて、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限りませう。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等</p> <p>(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>及びカテゴリー8に係るものであつて、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限りませう。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等</p> <p>(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあつた場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。)、Arcstar Contact Centerサービス契約者(Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。)、Flexible InterConnect 接続タイプに係る代表契約者又は当社が</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあつた場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。)、Arcstar Contact Centerサービス契約者(Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。)、Flexible InterConnect 接続タイプに係る代表契約者、<u>Webex Calling 契約者(Webex Calling サービス利用規約に定める契約者をいいます。)</u>又は当社が別に定め</p>

<p>別に定める契約者の同意がないとき</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。））、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。））、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6 <u>及び</u>タイプ7に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。））、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>	<p>る契約者の同意がないとき</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。））、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。））、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6、<u>タイプ7及びタイプ8</u>に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。））、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p> <p><u>(7) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ8に係るものに限ります。）の申込を承諾することにより、Webex Calling サービス利用規約に定めるWebex Calling 契約の提供条件を満たせなくなる恐れがあるとき。</u></p>
<p>第73条の5の2～第73条の6（略）</p>	<p>第73条の5の2～第73条の6（略）</p>
<p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更）</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー7及びカテゴリー8に係る者を除きます。）は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第73条の5（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更）</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>、カテゴリー7及びカテゴリー8に係る者を除きます。）は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第73条の5（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4（略）</p>

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6 及びタイプ7に係るものに限ります。）、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリ7に係る者に限ります。）が緊急通報用電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）への通話が利用できない区域は、第4条（ダイヤルアウト）に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。）は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリ7に係る者に限ります。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6、タイプ7及びタイプ8に係るものに限ります。）、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリ7に係る者に限ります。）が緊急通報用電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）への通話が利用できない区域は、第4条（ダイヤルアウト）に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ3のタイプ8及びカテゴリ8に係る者に限ります。）は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリ7に係る者に限ります。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ3のタイプ8及びカテゴリ8に係る者に限ります。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。

<p>第73条の9 (略)</p>	<p>第73条の9 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い)</p> <p>第73条の10 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る契約若しくは代表契約、スマートPBX契約、Arcstar Contact Centerサービス契約若しくは当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨又は所属VPNグループの廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い)</p> <p>第73条の10 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る契約若しくは代表契約、スマートPBX契約、Arcstar Contact Centerサービス契約、Webex Calling契約若しくは当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨又は所属VPNグループの廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第73条の10の2 (略)</p>	<p>第73条の10の2 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条 (IP通信網約款に基づく権利の譲渡) 第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権 (第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条 (IP通信網約款に基づく権利の譲渡) 第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権 (第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者、Webex Calling契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p>
<p>第73条の11の1～第78条 (略)</p>	<p>第73条の11の1～第78条 (略)</p>
<p>第1節 料金の支払義務 (利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条 (利用料金等の支払義務) に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、当社が提供す</p>	<p>第1節 料金の支払義務 (利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条 (利用料金等の支払義務) に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、当社が提供す</p>

るシェアードIP-PBXサービスの態様に依じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条（利用停止）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、そのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、 <u>又は</u> カテゴリー3のタイプ5において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、 <u>又は</u> カテゴリー3のタイプ6において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とSaaSサービス提供社間の契約に係る提供区間による場合はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

るシェアードIP-PBXサービスの態様に依じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条（利用停止）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、そのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリー3のタイプ5において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、カテゴリー3のタイプ6において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とSaaSサービス提供社間の契約に係る提供区間による場合、 <u>又は</u> カテゴリー3のタイプ8において、この状態がWebex Calling契約に係る提供区間による場合はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限りません。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 （注1）本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第80条～第84条（略）

（電話番号案内）

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限りません。）に係る者に限りません。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第86条～第88条（略）

別記

1（略）

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限りません。）に係る者に限りません。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通

2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限りません。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 （注1）本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第80条～第84条（略）

（電話番号案内）

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限りません。）に係る者に限りません。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第86条～第88条（略）

別記

1（略）

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限りません。）に係る者に限りません。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、I

<p>掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</p> <p>イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1</p> <p>ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>Pセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</p> <p>イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1</p> <p>ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、<u>カテゴリー3のタイプ8</u>、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>
<p>料金表 通則 1～2 (略) 3 (略) (1)～(3) (略)</p>	<p>料金表 通則 1～2 (略) 3 (略) (1)～(3) (略)</p>

(4) 料金月の初日以外の日に変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5)～(6) (略)

4～14 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

1～4 (略)

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)

(7) 携帯通話定額割引の適用
 ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 又はタイプ6に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5 又はタイプ6を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。

定額料 (月額)	900円 (990円)	1の契約ごと 1chあたり
----------	-------------	------------------

イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5 又はタイプ6を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。

ウ～ケ (略)

(4) 料金月の初日以外の日に変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5)～(6) (略)

4～14 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

1～4 (略)

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)

(7) 携帯通話定額割引の適用
 ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6 又はタイプ8に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6 又はタイプ8を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。

定額料 (月額)	900円 (990円)	1の契約ごと 1chあたり
----------	-------------	------------------

イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6 又はタイプ8を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。

ウ～ケ (略)

(8)～(10) (略)	(略)
--------------	-----

5-2 料金額
 5-2-1 利用料
 ア～イ (略)
 ウ カテゴリ-3

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額
	プラン2	1の契約ごとに月額
タイプ5	1の契約ごとに月額	300円 (330円)
タイプ6	1の契約ごとに月額	400円 (440円)
タイプ7	1の契約ごとに月額	580円 (638円)

エ～ク (略)

5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
ID追加機能	カテゴリ-3に係る	タイプ5のもの
	1のIDごとに	200円(220円)

(8)～(10) (略)	(略)
--------------	-----

5-2 料金額
 5-2-1 利用料
 ア～イ (略)
 ウ カテゴリ-3

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額
	プラン2	1の契約ごとに月額
タイプ5	1の契約ごとに月額	300円 (330円)
タイプ6	1の契約ごとに月額	400円 (440円)
タイプ7	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
<u>タイプ8</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>300円 (330円)</u>

エ～ク (略)

5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
ID追加機能	カテゴリ-3に係る	タイプ5 <u>又はタイプ8</u> のもの
	1のIDごとに	200円(220円)

	もの	タイプ6のもの	1のI Dごと に	300円(330円)
(略)			(略)	(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換 機等工事 費	(ア)	(略)	(略)
	(イ)	カテゴリ1 (タイプ2を 除きます。)、カテゴリ 2、カテゴリ3 (タイプ 5、タイプ6を除きま す。)又はカテゴリ4の もの	1の契 約ごと に 2,000円 (2,200 円)
	(略)	(略)	(略)

	もの	タイプ6のもの	1のI Dごと に	300円(330円)
(略)			(略)	(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換 機等工事 費	(ア)	(略)	(略)
	(イ)	カテゴリ1 (タイプ2を 除きます。)、カテゴリ 2、カテゴリ3 (タイプ 5、タイプ6、 <u>タイプ8</u> を 除きます。)又はカテゴリ 4のもの	1の契 約ごと に 2,000円 (2,200 円)
	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除
 料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
<p>1 番号追加機能</p> <p>追加番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号又は代表番号以外のものをいいます。）により通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が指定するところによります。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の提供を請求するに当たっては、その追加番号に係る通信チャネルの提供を請求することができます。</p> <p>(3) 追加番号に関するその他の取扱いについては、第73条の8の規定に準ずるものとします。</p> <p>(4) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 <u>又は</u>タイプ6に係る者に限ります。）がこの機能を請求する場合は、ID追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能の番号数とID追加機能のID数は同数とします。</p>
<p>2 代表機能</p> <p>2以上の第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号について、それらのIPセントレックス番号を代表する代表番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であつ</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5 <u>及び</u>タイプ6に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p>

第3表 (略)

料金表別表1 削除
 料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
<p>1 番号追加機能</p> <p>追加番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号又は代表番号以外のものをいいます。）により通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が指定するところによります。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の提供を請求するに当たっては、その追加番号に係る通信チャネルの提供を請求することができます。</p> <p>(3) 追加番号に関するその他の取扱いについては、第73条の8の規定に準ずるものとします。</p> <p>(4) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5、<u>タイプ6 <u>又は</u>タイプ8</u>に係る者に限ります。）がこの機能を請求する場合は、ID追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能の番号数とID追加機能のID数は同数とします。</p>
<p>2 代表機能</p> <p>2以上の第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号について、それらのIPセントレックス番号を代表する代表番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であつ</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5、<u>タイプ6 <u>及び</u>タイプ8</u>に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p>

て、第73条の8の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。)を定め、その代表番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれかのIPセントレックス番号に接続することができるようにする機能	(2)～(3) (略)	て、第73条の8の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。)を定め、その代表番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれかのIPセントレックス番号に接続することができるようにする機能	(2)～(3) (略)
3 代表番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5 <u>及び</u> タイプ6に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)～(3) (略)	3 代表番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5、 <u>タイプ6及びタイプ8</u> に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)～(3) (略)
4～8 (略)	(略)	4～8 (略)	(略)
9 通信チャンネル追加機能 追加通信チャンネルにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5 <u>及び</u> タイプ6に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2) (略)	9 通信チャンネル追加機能 追加通信チャンネルにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5、 <u>タイプ6及びタイプ8</u> に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2) (略)
10～14 (略)	(略)	10～14 (略)	(略)
15 ID追加機能 追加IDにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5 <u>及び</u> タイプ6に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。 (2)～(3) (略)	15 ID追加機能 追加IDにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5、 <u>タイプ6及びタイプ8</u> に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。 (2)～(3) (略)
16～18 (略)	(略)	16～18 (略)	(略)

IP通信網サービス契約約款 共通編
[附 則 \(令和6年9月24日 CAS1サ000400005321-01号\)](#)

この改正規定は、令和6年9月30日から実施します。